名寄市移住支援金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、北海道が定めるＵＩＪターン新規就業支援事業実施要領（以下「道要領」という。）第４の１に基づく移住支援事業（以下「事業」という。）に係る移住支援金を交付することについて必要な事項を定めるものとする。

（交付対象者）

第２条　移住支援金の対象者（以下「交付対象者」という。）は、道要領第５の１（１）の要件を満たす者とする。この場合において、道要領第５の１（１）ア（イ）ａ中「道内の移住支援金を支給する市町村」及び第５の１（２）中「対象となる移住支援金受給者が居住する市町村」とあるのは「名寄市」と読み替えるものとする。

２　道要領第５の１（１）オの要件は、転入日時点で、申請者又は配偶者のいずれかが40歳未満であり、かつ、就業又は起業する者で、次のいずれかに該当することとする。

（１）名寄市（以下「市」という。）に在住歴若しくは在籍歴のある者又は三親等以内の親族が市に在住している者

（２）市での移住体験を経験している者

３　交付対象者のうち、世帯向けの金額を申請する場合は、道要領第５の１（１）カの要件を満たすことを要する。

（移住支援金の額）

第３条　移住支援金の額は、道要領第５の１（１）に規定する額で、かつ、市の予算の範囲内において市長が定める額とする。

（交付の申請）

第４条　第２条に定める要件に該当し、移住支援金の申請を予定している者は、道要領第５の１（１）キ（ア）に定める書類を市長に提出するものとする。

２　交付対象者が移住支援金を申請しようとするときは、道要領第５の１（１）キ（イ）に定める書類を市長に提出するものとする。この場合において、道要領第５の１（１）ウの要件に該当する者は、北海道が定める地域課題解決型起業支援事業費補助金交付要綱第８条の通知に係る書類の写しを併せて提出するものとする。

（交付の決定）

第５条　市長は、前条第２項の規定による申請があったときは、当該内容を審査し、移住支援金の交付の可否を決定するものとする。

２　市長は、移住支援金の交付を決定する場合において、交付の目的を達成するために必要があると認めたときは、条件を付すことができるものとする。

（交付決定等の通知）

第６条　市長は、前条に規定する移住支援金の交付を決定したときは、速やかに道要領第５の１（１）キ（ウ）に定める様式（以下「交付決定通知書」という。）により、交付対象者に通知するものとする。

２　市長は、前条に規定する移住支援金の交付をしないことを決定したときは、その旨を書面により交付対象者に通知するものとする。

（申請の取下）

第７条　前条第１項に規定する通知を受けた者（以下「交付決定者」という。）は、当該通知に係る決定の内容に不服があるときは、移住支援金の交付の申請を取り下げることができる。

２　前項に規定する申請の取下があったときは、取り下げた申請に係る移住支援金の交付の決定は、その効力を失う。

（交付決定通知書の再交付）

第８条　交付決定者は、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（別記様式。以下「再交付願」という。）を市長に提出するものとする。

２　市長は、再交付願の提出があった場合において、当該内容を確認し、適当と認められたときは、道要領第５の１（１）キ（オ）に定める様式により、交付対象者に交付するものとする。

（移住支援金の支払）

第９条　移住支援金は、第６条第１項の規定により交付決定額及びその他決定の内容を交付決定者に通知した後に支払うものとする。

（交付決定の取消）

第10条　市長は、道要領第５の１（２）に該当する場合のほか、移住支援金の交付決定の内容又はこの要綱の規定若しくは規定に基づく指示に違反し、又は従わないときは、移住支援金の交付決定を取り消すものとする。

２　前項の規定による取消については、第６条第２項の規定を準用する。

（移住支援金の返還）

第11条　市長は、移住支援金の交付の決定を取り消した場合は、交付決定者に対して期限を定めてその返還を請求するものとする。

２　前項で請求する返還の額は、道要領第５の１（２）ア及びイの規定よるものとする。

（事業の遂行）

第12条　交付決定者は、移住支援金の決定の内容及びこれに付した条件を順守するとともに、移住支援金の適切な使用を確認するために市長が必要と認める場合には、関係書類の提出、個人情報の閲覧又は立入調査等に速やかに応じなければならない。

（個人情報照会及び照会内容）

第13条　市長は、この要綱に定める事務を行うにあたり、必要に応じて、当該申請者及び世帯向けの金額を申請をする者について、本人の同意を得た上で同一世帯に属している者全員の住民基本台帳情報を市民部市民課に対し照会することができる。

（北海道との協力体制）

第14条　本事業の実施に当たっては、情報の共有・確認、協議その他補助執行上必要な事務を北海道と相互協力するものとする。

（委任）

第15条　この要綱及び道要領に定めのあるもののほか、移住支援金の交付等に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和元年７月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年４月24日から施行する。

附　則

この要綱は、令和２年12月４日から施行する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和３年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和５年４月１日から適用する。

附　則

この要綱は、公布の日から施行し、令和８年４月１日から適用する。